（登録の通知）

第十五条　競走実施機関は、第十三条第一項の登録を行つたときは、遅滞なく、その旨及び登録番号を当該申請者に通知するものとする。

（登録の更新）

第十六条　（略）

２　前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書を競走実施機関に提出するものとする。

３　競走実施機関は、前項の申請があつたときは、当該選手に対し身体検査及び適性検査を行い、これらに合格したときは、更新の登録を行い、その旨を通知するものとする。

（変更の届出）

第十七条　選手は、第十二条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、変更があつた日から三十日以内に競走実施機関にその旨を届け出るものとする。

２　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、届出書にその変更の事実を証する書類を添えてこれを提出するものとする。

第十八条　削除

（登録の消除等）

第十九条　選手につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録を消除し、当該選手にその旨を通知しなければならない。

一～五　（略）

六　第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

第二十条　選手が次のいずれかに該当するに至つた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録の消除をすることができる。

（削る）

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、公正かつ安全な競走を行うに不適当と認められる理由があるとき。

２　競走実施機関は、前項の規定により登録を消除しようとするときは、次に掲げる者をもつて構成される資格審査会の審査を経なければならない。

一　（略）

二　（削る）

三　（略）

３・４　（略）

（削る）

（準用規定）

第二十一条　第十一条から前条まで（第十四条第四号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、審判員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十三条第一項中「選手登録簿」とあるのは「審判員登録簿」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十九条第六号中「から第四号まで」とあるのは「又は第三号」と読み替えるものとする。

（登録票の交付）

第十五条　競走実施機関は、第十三条の登録を行つたときは、選手登録票（第三号様式）を当該申請者に交付するものとする。

（登録の更新）

第十六条　（略）

２　前項の規定により登録更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、申請書に選手登録票及び写真を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

３　競走実施機関は、前項の申請があつたときは、当該選手に対し身体検査及び適性検査を行い、これに合格したときは、更新の登録を行い、かつ、当該選手が現に有する選手登録票と引換えに新たな選手登録票を交付するものとする。

（変更の届出）

第十七条　選手は、選手登録票の記載事項に変更があつたときは、変更があつた日から三十日以内に競走実施機関にその旨を届け出て、かつ、当該選手が現に有する選手登録票と引換えに新たな選手登録票の交付を受けるものとする。

２　前項の規定により変更の届出をしようとする者は、届出書に選手登録票、写真及び変更の事実を証する書類を添えてこれを提出するものとする。

（登録票の再交付）

第十八条　選手は、選手登録票を滅失し、又はき損したときは、再交付を申請することができる。

２　前項の規定により再交付を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書及び写真に当該選手登録票（き損した場合に限る。）を添えて競走実施機関にこれを提出するものとする。

（登録の消除等）

第十九条　選手につき、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録を消除し、当該選手にその旨を通知しなければならない。

一～五　（略）

六　第十四条第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

第二十条　選手が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、競走実施機関は、当該選手の登録の消除をすることができる。

一　選手登録票を変造し、又は他人に利用させたとき。

二・三　（略）

四　前各号に掲げるもののほか、公正かつ安全な競走を行うに不適当と認められる理由があるとき。

２　競走実施機関は、前項の規定により登録を消除しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者をもつて構成される資格審査会の審査を経なければならない。

一　（略）

二　競走実施機関の代表

三　選手の代表

四　審判員の代表

五　検査員の代表

六　学識経験者

３・４　（略）

５　前条又は前項の規定により登録消除の通知を受けた者は、遅滞なく選手登録票を競走実施機関に返還するものとする。

（準用規定）

第二十一条　第十一条から前条まで（第十四条第三号及び第十九条第五号を除く。）の規定は、審判員の登録について準用する。この場合において、第十一条第二項中「毎年二回以上」とあるのは「毎年一回以上」と、第十四条第一号中「十六歳」とあるのは「十九歳」と、第十五条中「第三号様式」とあるのは「第四号様式」と、第十九条第六号中「第二号又は第三号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。